指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 40 号)

通知(3月3日)

全国介護報酬・事業運営基準担当者会議資料

第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入所者生 第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表 活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表

- 1 通則
 - (5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について 看護・介護職員の人員基準欠如については、
 - イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、 利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、
 - ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準 欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所 定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算さ れる(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至って いる場合を除く。)。

看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。

(8) 短期入所的な施設サービスの利用について

短期入所サービスについては、その運営に関する基準において「サービスの内容及びその利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない」とされており、あらかじめ利用期間(退所日)を定めて入所するものである。よって、あらかじめ退所日を決めて入所する場合、そのサービスは短期入所サービスであり、このようなサービス利用を「施設入所」とみなすことは、短期入所サービスを含む居宅サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するため、認められない。

- 活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表 1 通則
 - (5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について 看護・介護職員の人員基準欠如については、
 - イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合 には、その翌月から利用者等の全員について所定単位数が職員 配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、
 - ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。

看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く。)・夜勤体制による所定単位数の減算、リハビリテーション機能強化加算及び痴呆専門棟加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、リハビリテーション機能強化加算については、7の(2)を、痴呆専門棟加算については、7の(3)を、また、緊急時施設療養費については、7の(8)を準用すること。また、注5により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出、リハビリテーション機能強化加算の届出並びに痴呆専門棟加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

- 3 短期入所療養介護費
 - (1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く。)・夜勤体制による所定単位数の減算、リハビリテーション機能強化加算及び痴呆専門棟加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、痴呆専門棟加算については、7の(3)を、また、緊急時施設療養費については、7の(8)を準用すること。また、注5により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出、リハビリテーション機能強化加算の届出並びに痴呆専門棟加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

4 痴呆対応型共同生活介護費

(2) 夜間ケアに係る加算について

本 当該事業所において、その提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質について、過去1年以内に、各都道府県の定める基準に基づき、自ら評価を行い、その結果を公開し、かつ、過去1年以内に、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価(以下「外部評価」という。)を受け、その結果を公開していることをいう。評価結果の公開は、利用開始に先立ち利用申込者又はその家族に対して交付する重要事項説明書に添付のうえ説明すること、及び共同生活住居の見やすい場所に掲示するなどして利用者及びその家族が閲覧できるようにすることにより行う。

なお、新規に指定を受けて事業を開始する事業所(既設の事業 所に新たな共同生活住居を増設する場合を含む)が夜間ケア加算 を算定するためには、まず自ら評価を行い、その結果を公開する ことが必要となるが、当該事業所における初回の評価は、新設又 は増設の時点から概ね6月以上経過している場合に実施すること とする。

(3) 痴呆対応型共同生活介護を受けている者の入居中の居宅サービスの利用については、痴呆対応型共同生活介護を算定した月において、その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること(外泊の期間中を除く。)なただし、痴呆対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものであること。なお、入居者の外泊の期間中は痴呆対応型共同生活介護は算定できない。

5 特定施設入所者生活介護費

(1) その他の居宅サービスの利用について

特定施設入所者生活介護を受けている者の入所中の居宅サービスの利用については、特定施設入所者生活介護を算定した月において、その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること(外泊の期間中を除く。)ただし、特定施設入所者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものであること。例えば、入所している月の当初は特定施設入所者生活介護を算定し、引き続き入所しているにも関わらず、月の途中から特定施設入所者生活介護に代えて居宅サービスを算定するようなサービス利用は、居宅サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するため、認められない。なお、入所者の外泊の期間中は特定施設入所者生活介護は算定できない。

7 介護保健施設サービス

(6) 退所時指導等加算について

退所時情報提供加算

イ 退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たって

4 痴呆対応型共同生活介護費

(2) 夜間ケアに係る加算について

ホ 当該事業所において、その提供する指定痴呆対応型共同生活介 護の質について、過去1年以内に、各都道府県の定める基準に基 づき、自ら評価を行い、その結果を公開し、かつ、過去1年以内 に、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価(以 下「外部評価」という。)を受け、その結果を公開していること をいう。

(3) 痴呆対応型共同生活介護を受けている者の入居中の居宅サービスの利用については、痴呆対応型共同生活介護を算定した月において、その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること(外泊の期間中を除く。)。ただし、痴呆対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものであること。

5 特定施設入所者生活介護費

(1) その他の居宅サービスの利用について

特定施設入所者生活介護を受けている者<u>の入所中の居宅サービス</u>の利用については、特定施設入所者生活介護を算定した月において、その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること<u>(外泊の期間中を除く。)</u>ただし、特定施設入所者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものであること。

- 7 介護保健施設サービス
 - (6) 退所時指導等加算について

退所時情報提供加算

退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たって

は、事前に主治の医師と調整し、別紙様式2の文書に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付すること。また、当該文書に入所者の諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付すること。

ロ の八を準用する。

は、事前に主治の医師と調整し、別紙様式2の文書に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付すること。また、当該文書に入所者の諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付すること。

- 8 介護療養施設サービス
- (5) 100 床未満の病院の人員基準欠如等による減算の特例について
 - イ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
 - a 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、
 - b 1割の範囲内で減少した場合には、その3月後から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
 - 口 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その3月後から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
- (7) 夜勤体制による減算及び加算の特例について

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

なお、医師の配置について、人員基準欠如による所定単位数の 減算が適用される場合は、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令 第 50 号)第 49 条の規定が適用される病院に係る減算は適用されない。

- 8 介護療養施設サービス
- (5) 100 床未満の病院の人員基準欠如等による減算の特例について
 - イ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
 - a 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から利用者等の全員について所定単位数が 職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、
 - b 1割の範囲内で減少した場合には、その3月後から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
 - 口 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その3月後から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
- (7) 夜勤体制による減算及び加算の特例について
- (8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について